

第 35 号議案

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例の件

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 26 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例

神戸市民生委員定数条例（平成27年 3 月 条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和23年法律第198号） 第 4 条第 1 項に規定する条例で定める 民生委員の定数は、 <u>地域の実情を踏まえ、担当する区域の世帯数の均衡を考慮して規則で定める数</u> とする。	民生委員法（昭和23年法律第198号） 第 4 条第 1 項に規定する条例で定める 民生委員の定数は、 <u>2,571人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

理 由

民生委員の定数について、地域の実情を踏まえ迅速な定数設定を可能とするに当たり、条例を改正する必要があるため。

神戸市民生委員定数条例施行規則の制定（案）について

神戸市民生委員定数条例の一部を改正する条例が原案通り可決された場合、民生委員の定数を定める規則を制定する。

1. 規則で定める内容

「神戸市民生委員定数条例（平成 27 年 3 月条例第 55 号）の規定に基づき、規則で定める数は、2,542 人とする。」

2. 施行予定日

令和 7 年 12 月 1 日

3. 意見公募手続

神戸市行政手続条例第 37 条に基づき、条例施行規則の制定に対する意見公募手続を令和 7 年 6 月中旬に実施する。

（参考：神戸市行政手続条例第 37 条抜粋）

第 37 条 規則等制定機関は、規則等を定めようとする場合には、当該規則等の案（規則等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

（参考：区別民生委員定数）

（人）

区 名	現 定 数				新 定 数 (案)		
	区 計	内) 区域担当	内) 主任児童		区 計	内) 区域担当	内) 主任児童
東 灘	2 7 2	2 4 0	3 2		2 7 1	2 3 9	3 2
灘	2 3 7	2 0 3	3 4		2 3 6	2 0 2	3 4
中 央	2 4 7	2 0 9	3 8		2 3 2	1 9 4	3 8
兵 庫	2 2 3	1 9 1	3 2		2 1 9	1 8 7	3 2
北	3 4 7	2 9 7	5 0		3 4 8	2 9 8	5 0
長 田	2 8 3	2 4 5	3 8		2 7 2	2 3 4	3 8
須 磨	2 7 1	2 2 5	4 6		2 6 8	2 2 2	4 6
垂 水	3 0 9	2 7 1	3 8		3 0 9	2 7 1	3 8
西	3 8 2	3 4 0	4 2		3 8 7	3 4 3	4 4
合 計	2 , 5 7 1	2 , 2 2 1	3 5 0		2 , 5 4 2	2 , 1 9 0	3 5 2